第6回外郭団体見直し検証専門部会までの結果整理表

1 重点検証団体以外の36団体

検証の対象団体54団体のうち、重点検証団体18団体以外の36団体については、現行の改革基本方針に沿って見直しを進める。

2 重点検証団体(18団体)

(1) 改革基本方針を修正しない団体(3団体)

団体名	改革基本方針修正の方向性		
 社会福祉事業団	方針に沿って見直しを進める。ただし、以下の経過措置を講じる。		
	・事業団改革のため、本部にH20まで県職員を派遣。		
	・西駒郷にH22まで県職員派遣、H24まで財政的関与。		
文化振興事業団	方針に沿って見直しを進める。ただし、以下の経過措置を講じる。		
	・管理職を担うプロパー職員の育成期間を考慮し、H23まで県職員(管		
	理職)を派遣。		
	・指定管理者制度導入に伴う対応の整理があいまいであり、早急に事業団		
	の役割を明確にしていくことが必要。		
建築住宅センター	方針に沿って見直しを進める。ただし、以下の経過措置を講じる。		
	・構造計算適合性判定業務対応のため、H20まで県職員を派遣。		

(2) 改革基本方針を修正する団体(12団体)

団 体 名	改革基本方針修正の方向性		
林業公社	「存続」		
	・収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善		
	を図る。		
道路公社	「H38事業期限到来時に廃止」		
	受益者負担により建設コストを賄うことを前提にして事業実施した道路		
	について、いつ無料開放するかは、県議会を含めて県として判断すべきこ		
	と。		
	専門部会としては、県民の負担となる県財政への負担と早期無料開放によ		
	る効果の比較、国の認可が得られるか見通しがない状況を考慮すると、H		
	38の事業期限到来時に無料開放し、公社を廃止するという考え。		
住宅供給公社	「事業の縮小」		
	・分譲事業は、既存団地の処分を待って終了。		
	・公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化。		
テクノ財団	「県関与の継続」		
	・県職員派遣、人件費補助の実施。		
暴力追放県民センタ	「県関与の継続」		
_	・活動に支障を生じないよう財政的支援を実施。		

団 体 名	改革基本方針修正の方向性		
消防協会	「県関与の継続」		
	・消防団の充実強化に対する県の役割・責任を踏まえ、協会への県関与を		
	継続。		
	・今後の協会活動の内容について関係者と検討。		
中小企業振興センタ	「県関与の継続」		
_	・産業振興戦略プランにより増加する事業を実施するため、体制強化が必		
	要で、それに対して県は責任がある。プロパー職員も養成しながら、県		
	職員が現場で腕を磨く研修の場としても活用するため、県職員を派遣。		
信用保証協会	「現在の体制で事業の効率化を図る」		
農業信用基金協会	(統合は実施しない。)		
農業担い手育成基金	「これまで実施してきた事務局統合などの効率化された体制を今後も継		
農業開発公社	続することとし、統合は実施しない。」		
農業会議			

(3) 次回(第7回) 更に検討するもの(3団体)

団体名	所管部局及び団体の主張	主な検討事項、論点
長寿社会開発	「県関与の継続」	団体の役割を明確にし、団体が自立性を発揮してい
センター	・老人大学をセンターへ	く方向で、事業を再検討することが必要。
	委託。	
	・県職員派遣、人件費補	
	助は継続するものの他	
	団体との事務局統合に	
	より事務局体制を整備。	
土地開発公社	「存続」	土地公の持つ機能は必要。その理由により存続する
	・組織・人員体制のスリ	のであればよい。
	ム化(新規の職員採用	H 2 5 以降プロパー職員 4 名では、専門性の維持は
	は行わず、業務量が増	困難。専門性を理由とした存続は認められない。
	える場合は県からの派	法制度などが変われば、前提が変わることを明確に。
	遣等で対処)。	産業団地は別会計にして、県民にわかりやすく示す
		べき。
下水道公社	「県関与の一部継続」	現状では、現在の管理方法とすることにも理由があ
	・プロパー職員の育成を	వ 。
	進め、県職員派遣は、	しかし、この方法ありきで固定化するのでなく、一
	おおむね5年後に廃	時的なものと位置付けるべき。
	止。	今後民間が育ってくれば、公社と民間とを同格の存
	・流域下水道の管理業務	在としてとらえて、競争性を持たせることによって
	は、引き続き公社に委	効率化が図られる。それを踏まえた将来の「あるべ
	託。	き姿」をふまえて公社のあり方を示すべき。